# 江東区議会汚職防止対策等検討会記録

1	日		時	令利	令和4年11月22日(火)													
				午前	<b>ઇ10</b> 時	\$3.85	}	開会		午前:	1 1 時	<b>第09</b> 9	分閉	会				
2	<b>場 所</b> 第1委員会室																	
_	.11	-	<del></del>															
3 出席者																		
(1) 議 員 ( ) は欠席																		
				⊚ Ц	」本	香代子	<u>-</u> (	議長	)		) 石	ī 川	邦	夫 (副	議長)			
	さんのへ あや 二 瓶 文 隆																	
	甚 野 ゆずる 小 嶋 和 芳																	
	若 林 しげる 大嵩崎 かま											かお	り					
	(2)	事務	5局職員	1														
		事	務	局	長	原		俊	$\vec{-}$		事	務	局 次	長	栗	原	真-	一郎
		庶	務	係	長	羽	鳥		誠		議	事	係	長	岩	瀬	規	恵
		調	查	係	長	若	林	克	彦		庶	務	係	員	上	田	紗	代
		議	事	係	員	飯	島	龍										
4	議	題	等															
	(1)	協議	事項															
	1	静	員アン	ノケート	集計編	吉果につ	⊃V`	て…		•••••				• • • • • • •			••••	1
② その他														••••	12			
5	会	議内	]容															

# 6 提出資料等

別紙のとおり

・資料1 議員アンケート集計結果

#### 午前10時38分 開会

### ◎開会の宣告

**〇山本香代子会長** ただいまから、第6回目の汚職防止対策等検討会を開会いたします。

## ◎協議事項1 議員アンケート集計結果について

**〇山本香代子会長** それでは、早速、議題に入ります。

協議事項1「議員アンケート集計結果について」を議題といたします。

前回の検討会において、皆様から御了承いただきましたアンケートの内容で、各会 員及び無所属議員へ配付をさせていただきました。

各会派及び無所属議員からの回答の提出があり、その集計結果がまとまりましたので、事務局より説明をお願いいたします。

**〇事務局次長** 議題1、議員アンケート集計結果についてでございます。

10月21日から11月2日にかけて実施いたしました議員アンケートにつきまして、集 計結果をまとめましたので、御報告いたします。

本アンケートは、(3)のとおり、区議会議員42名を対象に、無記名式アンケート方式 で任意で行っており、40名の方に御回答をいただきました。

2ページ目より、各質問に対する回答内容を記載しております。

まず、2ページ目、業者等との関わり方についての質問1「業者(区との契約を望んでいる者や会社)等からの依頼により、区職員に対して、以下の活動を行ったことがありますか」、こちらは複数回答可の設問でございますが、こちらについては回答のとおり、1「特定の工事業者等の紹介・推薦」が15件、2「特定の工事業者等の指名依頼」が2件、3「特定の工事業者等への特定案件の発注依頼」が1件、「その他」として1件ございまして、その他の回答としては、下の四角の欄にあるとおり、意見交換を行ったといった部分の回答となってございます。

また、「ない」が24件といった形になってございます。

続きまして、3ページ目、質問2「質問1の活動を行った相手部署を教えてください」といったこと、こちらについても複数回答可でございますが、「総務部」11件と

いった形で、こちらが一番多いという状況になってございます。あとは各所管、記載のとおりの回答となってございます。

続きまして、質問3「質問1の活動を行った方法を下記よりご選択ください」、こちらについても複数回答可でございますが、こちらについては、「職員の職場で直接 依頼」あるいは「職場に電話して依頼」が各8件、「職場以外で会って直接依頼」が 2件となってございます。

続きまして、4ページ、質問4「質問1の活動を行った相手の人数(延べ人数)」、 こちらは理事者のほうの人数になる形になりますが、こちらについて教えてください といったところになりますが、1名から2名が7件ということで一番多いと。ただし、 11名以上といった方も1名いらっしゃったといった状況でございます。

質問 5 「質問 1 の活動を行ったことにより、要望に沿った結果を得るなどの効果はありましたか」という設問について、「ある」が8件、「ない」が9件となってございます。

続きまして、5ページ目、質問6「質問5において『ある』と答えた方」についてのお答えなんですが、「効果があったことを受け、依頼のあった業者等から金品・贈答品を受け取ったり接待等を受けたことはありますか」の問いにつきましては、こちらは全て「ない」といった御回答でございました。

続きまして、質問7「質問1の活動を行うことに対してどう思いますか」、こちらも複数回答可でございますが、真ん中、「やってよい依頼・要望等の基準を作るべき」が意見として一番多く、16件、その次に、「各議員が自らの判断で適切に対応すればよい」が13件、「陳情と同じであり、特に問題なし」が6件、「議員活動として記録をとり、公開するべき」が5件、「単なる業者等の紹介も含め、一切禁止すべき」といった御意見が4件ございました。また、「その他」の御意見として、「区職員が記録を保管(徹底)」といった部分の御意見もございました。

続きまして、6ページ目、質問8「今回の事件を受けて、再発防止のためにどのようなことが必要と考えますか」という問いに対して、「倫理規程等の整備」が一番意見が多く、30件、「汚職等防止のための研修」が13件、「相談窓口の設置」が5件、また、「その他」の回答として、「今回の事件の原因究明と検証」が必要だという御

意見もございました。

続きまして、下段、業者以外との関わり方についての質問9「業者以外からの依頼で、区職員に対して、以下の活動を行ったことがありますか」、こちらは複数回答可でございますが、3「入所・入園に関する紹介・推薦」が14件、「区施設の優先利用の要請」が4件、「許認可の有利な取り扱いの依頼」や「職員等採用・人事に関する紹介・推薦」が各2件といった形になってございます。

続きまして、7ページ目、質問10「質問9の活動を行ったことにより、要望に沿った結果を得るなどの効果はありましたか」という質問について、「ある」が7件、「ない」が9件といった形になってございます。

質問11、その中で「効果があったことを受け、依頼のあった方等から金品・贈答品を受け取ったり接待等を受けたことはありますか」につきましては、1件「ある」という回答がございました。

続きまして、8ページ目、その他の御意見です。本件に関した意見としましては、「区民や行政のためになることであれば、紹介や推薦は行われてもよいと思う。問題はその先の倫理の再確認が必要か」、「相談されることはいいとして、収賄されることはいいとは思わない。倫理規程をしっかり行うべきです」。

質問7、8、こちらは業者からの依頼に対する再発防止に対する設問でございますが、こちらについて、「再発防止策の検討、策定は今期中に着手するべき」、「議員自ら襟を正すことが必要と考える。議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ、区民の信頼回復に一層努めるべきである」といった御意見がございました。

また、それ以外のその他の御意見としても、こちら下に記載のとおりの御意見もございました。

以上が集計結果となりますが、今後、このアンケート結果を踏まえ、また、これまで検討会において様々議論がございましたので、そういった議論も踏まえ、今期は特に契約に関する職員や業者等の関わり方について協議を進めていく必要があると事務局としては考えてございます。

説明は以上でございます。

**〇山本香代子会長** 事務局からの説明は以上ですが、皆様、何かございますか。

よろしいですか。

- ○大嵩崎かおり議員 今回、集計結果が出たわけですけれども、特定の工事業者等の紹介・推薦、指名依頼、それから、特定案件の発注依頼というところで、過去にあったというふうに回答された方もいるわけなんですけれども、法律との関係で、この設問自体もなかなか微妙なところもあるかと思うんですが、実際、特定の工事の発注依頼だとか、あと、指名依頼だとか、それは法律に抵触するということにはならないんでしょうか。
- ○事務局次長 これはあくまで、今回のアンケートの趣旨としては、この回答がいい悪い、切り分けて、これは必ず駄目なことだよ、いいことだよというよりも、こういった活動、いわゆる区職員との接し方について、どういう形で、今、議員が関わりを持っているのかというところを調べるものでありまして、事務局としては、この設問は、法的には駄目だよ、この設問は法的にはいいよというところの切り分けは特に行っておりません。

もちろん、先ほど大嵩崎議員から御質問があったとおり、そのやり方だとか、どういう対応の、方法のレベル感で、皆さん、お答えになっているかも分からないので、このアンケート結果、一概にこれをもとに違法、適法だという判断をする、判断結果にはなっていないです。

ただ、そうは言いながらも、今後、まさに、そういった職員との関わり方の中で、今回、あっせん収賄の容疑といった形での事件が起きていますので、それがどういう接し方、どこの範囲までがいわゆる妥当かといいますか、許されるのか、そういった部分も含めて、今、理事者のほうでも、不正行為等の防止検討会の中で、そういった対応策を検討している最中だとお聞きしていますので、そういった部分も踏まえながら、今回、議会としてこのアンケート集計結果を踏まえて、今後、理事者、あるいは業者との接し方について、対応の仕方について、ある一定の方針といいますか、指針といいますか、決め事といいますか、そういった部分を御協議いただく必要があるかと考えております。

以上でございます。

**〇大嵩崎かおり議員** このアンケート調査で犯人探しをするとかということではない

と思うんですけれども、法律に抵触するようなことは、やっぱり議員としてあってはならないことなので、そこははっきりさせる必要があるかなというふうに思うのと、それから、あと、私が心配しているのは、今後、どういうふうな職員との接し方ということで、区のほうが取りまとめを行うか分からないんですけれども、やっぱり私たちは区民の皆さんから選ばれて、議員として活動してきて、日々、いろいろな相談があるわけですよね。ほかの自治体では、生活保護の申請の同行をしたということで問題視をされて、処分を受けるというようなことで問題になっている自治体も、地方のほうですけど、あるんですよね。

ですけれども、やっぱりそれは、区民の方が1人で区役所の窓口に行くのは不安だとか、高齢者の方などもうまく説明できないということで、同席することは多々あるわけで、だから、やっぱりある程度、議員の判断に委ねられるべきところがあると思うんですよね。

だから、あんまり事細かに、あれは駄目、これは駄目というと、むしろ区民の皆さんの暮らしを守れないというか、そういうことにもなりかねないので、そこはちょっと議論する上では、十分注意が必要かなというふうには私自身は思っています。

# **○さんのへあや議員** 取りまとめいただき、ありがとうございました。

議員アンケートと、行政側で職員に対して行ったアンケート結果の簡単なすり合わせを行ってみると、やはりちょっと乖離が生じておりまして、議員側は、行政職員に対して、機密情報ですとか、入札・契約に関する情報の収集を行ったことはないと。ゼロ人だというところで回答はあるんですけれども、一方で、行政側は、10名の職員の方が、議員からそういった機密情報を聞き出されたことが、提供依頼があったというふうに答えている以上、例えば辞職された議員さんが1人で複数名に対して働きかけをされていたら、また別なんですけれども、ちょっとこの議員側と行政側で少し認識に乖離が生じているというところは、重く受け止めなければならないなと思っています。

今後、行政側の不正行為等防止検討委員会の中で、本アンケートの集計結果というのは、何かしら共有されたりとか、すり合わせじゃないですけれども、分析ですとか、 内容を協議されたりということは、予定されているのでしょうか。 ○事務局次長 もちろん、この議員のアンケート集計結果については、情報提供という形で、理事者側のほうに、検討会を通してかどうかというやり方は別として、情報提供はいたしたいと考えてございます。

以上でございます。

- **〇山本香代子会長** よろしいですか。ほかによろしいですか。
- **〇若林しげる議員** この集計結果アンケート、ありがとうございます。

大嵩崎議員からも発言があったんですけれども、私の感じているのは、ある町の業者さんから、区の仕事、行政の仕事をしたいんだけれども、例えば入札の仕方とかが分からないし、私のところはこういうのが得意だから、ぜひお声がけいただけないかというのはよくある話なんですね。

それが、受け側からすると、それがあっせんになっているのかもしれないし、やはり大きな工務店であったり、企業であったりするところで、そのスタートがなかなか入れないというところで、一緒に御挨拶に行ったりということはよくあったり、その辺の、これからの取りまとめのところで、生活を支援するということとやはり同じことがあると思うんですね。

その辺、ルールの中でどのようにつくっていくかというのは、大変、微妙なところは私も感じていますので、そこのところは、上手な形で練り上げていくということが 大切なのかなと感じています。

以上です。

- **〇山本香代子会長** ほかによろしいですか。
- ○二瓶文隆議員 本当に、刑法上の犯罪行為というのは、今回のように贈収賄で、金 品がそこに伴う場合には刑法というところで規定していますし、本来の入札制度など は、公平であるということが、秘密を保持できなかった、それを強引に聞き出したと いうことが、やっぱり倫理的にも問題があると思うんですね。

ただ一方、やっぱり政治活動、議員活動の中で、紹介とか、あっせんとか、推薦という範囲はあると思いますし、それを一方的に、職員の側がそれを圧力と感じてしまって、これからのいろいろな規程でそれを排除していくとなると、本当に議会と行政の在り方というのが、これは究極的には、区民のためにどのような方法でやったらいい

かということで進んでいるのであって、あまりしっかりと、やっぱり既存の刑法であるとか、秘密保持のそういう規程とかを基に何らかの形の指針を出していかないと、何でも駄目になっちゃったり、何でもありになってしまうので、それをしっかりと、我々のほうとしても、職員の一方的なこのアンケート結果のみで判断しないで、どのような活動が許されるかというか、そこら辺はしっかりと指針をつくっていくべきだなと感じます。

- ○甚野ゆずる議員 今の御意見もそうですし、また、事務局からのお答えの中にも、御説明の中にもあったかと思うんですけれども、例えばアンケートの質問7の回答を見ると、複数回答ですけれども、いわゆる基準をつくるべきというのが一番多い回答を得ているわけで、これについては、本当に私たちもしっかりと取り組んでいく必要があると思うんですけれども、その辺の、今後、この結果を受けてどのように進めていくのかという会長案のようなものがもし、あるいは、この後、お示しされるおつもりだったのかもしれませんが、そのようなものがもしあれば、お伺いしておきたいなと思います。
- ○事務局次長 私のほうでお答えさせていただくと、今後、先ほど申し上げたとおり、 区の考え方等を踏まえながら、やはり本検討会にて具体的な内容を御協議いただく必 要があると考えていますので、こちらについて、どういった形で進めていくかの部分 についての案とか、そういった部分については、事務局のほうでも議長と御相談しな がら決めて、次回の検討会にて、そういった部分をお示しできればなと考えてござい ます。

以上でございます。

**〇山本香代子会長** 私といたしましては、今、皆さんの御意見、よく分かりました。 まさしくそうだと思います。

当然、我々の議員活動の中で、積極的に区民の思いとか、また、新規参入で頑張っている業者さんとか、いろいろ相談がございます。行政側は、その思いを伝えたときに、圧力がかかったとか、働きかけをされたとか、そういうふうに思う方もいらっしゃると思いますし、逆にそのことによって、区の得意じゃない分野が、民間の方々の力で、またうまく回ることもあったりするという、それは我々が一番よく分かっていて、

そこでうまく江東区のため、また、江東区民のために、よくなるということに関して は、多分、行政も議会もベクトルは一緒なんですよ。

ただ、今回の事件というのは、あくまでも何か事をしたことによってお金をいただいた、やっぱりこれは犯罪です。そういったところの部分は、しっかり決め事は当然なんだけど、ただ、働きかけとか、そういった部分に関して、やっぱりこれは行政がどういった形に、今、思っていて、行政側のアンケート結果で、どういうふうに考えているかはこれからなんですが、我々は我々の議会の立場で、しっかり私たちは物を言っていきたい。

それで、当然、区民の方々が不利益を被るようなことは決していけないので、当然、 私たちが思っている思いが、決して違法じゃなくてね、それで、その思いがちゃんと しっかり伝わって、行政はまたこれで、それが威圧的とか、本来は違うのに、議員が 言ってきたからやらなきゃいけないとか、そういったことの思いがないように、そこ ら辺はしっかり私たちも考えていかなければいけないなと思って、まさしく、この今 回のアンケート結果を踏まえて、次回の当検討会において、区職員や業者との関わり に対する協議を、しっかり実務的に進めていかなければいけないと考えております。

ちょっとこれはなかなか、すり合わせはきめ細かくやらないと、行政の一方的なルールにのっとって、はい、分かりましたというわけにはいかないので、そこら辺は皆さんと具体的に詰めていきたいと思います。

よろしいですか。

○大嵩崎かおり議員 私たち共産党としては、これまでも、政治倫理条例を区としても、議会としても、しっかり持つべきだというふうに主張させていただいているんですけれども、他区の政治倫理条例とかも、いろいろ今、研究をしているんですけれども、かなりいろいろなんですが、ただ、基本的な、こういうことを盛り込むべきという専門家の御意見なんかも出ていて、それが全部盛り込まれているわけじゃないんです、やっぱりその議会によってね。

その専門家の御意見も一つの御意見なので、必ずしも私たちも全部入れることができるかというところでは、ちょっといろいろ研究もしているんですけれども、やっぱりどこの政治倫理条例、どこのといってもあれだな、そんなに事細かく、これは駄目

とか、あれは駄目とかって、そういうものじゃないんですよ。やっぱり倫理条例なので、大まかなところで定めているというのが多いんですよね。

だから、江東区としても、ぜひそういう方向で議論すべきだということと、もう一つは、今、なかなかちょっと話が具体的になっていかない、細かいところを決めようとすると具体的になっていかないというのは、やっぱり榎本氏の裁判がまだ始まっていない。どういうところが問題にされているのかというのも、私たちはあんまり情報がないというところが、やっぱり具体的に決めていくとなると、そこに難しさがあるのかなと思っているんですね。

ちょっと後から話があったら申し訳ないんですけれども、榎本氏に金品を渡したアクトの社長の裁判が、もう1審判決が出て、有罪判決が出て、控訴したというふうには聞いているんですけれども、議長のほうは、榎本氏の状況が、今、どういうふうになっているのか、裁判の日程とか、そういう情報とかはお聞きになっていらっしゃいますか。

○山本香代子会長 私は裁判も判決も傍聴したので、大体、分かってはいます。ただ、これは正確な情報ではないので、まだ皆さんにお伝え、それが、メモは取ったけど、ちょっと私が見ても、自分でもよく分からないところもあったりして、これはちゃんと手続を踏んで、しっかりしたものが出る時期があります。

そういったしっかりしたものが出るのはどのぐらいの時間がかかるんでしたっけ。

○事務局次長 ただ、これはあくまで多分、刑が確定した段階から動き出すと思いますので、まだ刑が確定しない限りは、すみません、私も具体的な話までは、どこまで正確にお伝えできるか分からないんですけれども、私が聞いた限りでは、確定した後に、地裁のほうから地検のほうに判決の内容だとかというのが送られて、その送られるのが早くても、刑が確定してから1か月から1か月半はかかるんじゃないかと。期間の設定がないので、遅いと、そこから半年かかる場合もあると。

地検に送られた段階で、地検のほうで、そういった閲覧の申請をすることによって、 それが認められれば、裁判の資料だとか議事録は確認できるといった形の手続になる というのは、電話上で地裁の記録係のほうに確認をしたところでございます。

以上でございます。

**〇山本香代子会長** 何せ、確定したと思ったら、また控訴されているので、これは確 定してないということになりますので。

なかなかこれって難しい。実際、業者さん側の意向で、いろいろ裁判、業者さん側の裁判しか見ていませんので、榎本前議員の裁判はまだ始まっていないので、そこのどの部分がどうだったのか、詳しいことは本当に分からないでしょう、具体的に。だから、それはまだ時間がかかるかなと。

とはいえ、ただ、今回のこの問題は、当然、我々が襟を正さなきゃいけない部分でもあるんだけれども、ただ一方で、我々が議員活動することが、萎縮する必要はないと思うんです。今までどおり、しっかり区民のため、また、業者さんから、いろいろ御相談を受けたら、一生懸命、お困りのところを解決してあげられるように、皆さん、努力をするということだと思います。

今後、このアンケート調査、我々と、また行政側のアンケート調査をしっかりすり 合わせていくというところで、また検討会を開かせていただきたいと思います。

- ○大嵩崎かおり議員 榎本氏の裁判の日程なども、まだちょっとよく分からないということで、この事件そのものの司法の場でのやり取りというのは、今後、まだだと思うんですけども、ただ、やっぱり法律に抵触する行為は何なのかというのは、これはもうはっきりしていると思いますので、改めて、私たち自身も、そこはしっかり守りながら、あとは区民の暮らしを守る立場で議員活動をやっているわけで、そこは節度を持ってやって、行政側に強い口調で、いわゆるパワハラのような上の立場で圧力をかけるということは、これは倫理上も絶対あってはならないことなので、やっぱりそこについては、常に襟を正しながらやっていく必要があるかなと思っています。
- **〇山本香代子会長** 議会と行政は、上とか下とかないと思うんですね。

ただ、私みたいに声を大きく言うと、もしかしたら区の職員は、威圧的だと感じ取られてということもあるかもしれないから、そこら辺はちょっと加減はしますけれども、ただ、これはいけないんじゃないかというときは、多少、口調は強くなりますよ、実際ね。

だから、それも踏まえて、それが圧力がかかったとか、もし思われても、ちょっと これは議員として、または議会として、それはまた違った意味で、そういった捉え方 をされるのはちょっと心外かなとは思いますが、でも、ちゃんと、行政と議会の権限、 権能が違うところをしっかり生かしながら、区民のため、また、いろいろな方のお世 話ができたらいいなと思いますが。

今後また、これは検討会のほうで、もう少しもませていただきたいと思いますが、 よろしいですか。

○小嶋和芳議員 会派といたしましても、法令遵守のもと、透明性、公平性をしっかり担保するという観点から、汚職等防止のための研修会とか、あとは倫理規程の整備とかは非常に重要であると考えております。

ただ、議員と、あと、理事者と業者との関わり方につきましては、非常にいろいろなパターンがございますので、一概には、今、一言では言うことができませんけれども、またしっかりと議論を深めて、そういうふうな透明性、公平性の上での議員の活動ができるような、そんな対応をしていきたいと思います。

以上です。

○二瓶文隆議員 今、裁判のほうは、この争いというのは、あくまでも金銭の授受があったかないかというところだと思うんですね。実際には、入札情報って、やっぱり公平性を保たれないことであって、それがどのような形で漏れたかというところが、行政側のほうは、漏らした側というか、どうしても話してしまった側のほうは意見聴取が終わっているわけで、そこら辺をしっかりと、どんな形で強要されたかとか、そこら辺をしっかりしないと、この裁判を待つ必要はないと私は思っています。これはあくまでも金銭の授受があったかどうかで無罪を多分争っているわけであって、ただ、入札情報というものが実際に漏れたという事実は明らかですから、そこら辺を今後、やっぱり引き締めていかないと。

ただ、一方では、議長が言われたように、行政側がまだ知らない新しい技術を民間が持っていて、それを紹介していく、それが結局は江東区のためになるということもありますから、公平・公正を保つ入札制度というものがしっかりと保たれていなかったことに問題があると思いますので、改めてもう一回、論点を整理したほうが。やみくもに縛っていく、この事件というものが先行してしまうと、ちょっと全てが萎縮してしまって、何も行動が起こせなくなるなと感じていますので、そこら辺はよろしく

お願いしたいと思います。

**〇山本香代子会長** ほかによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

#### ◎協議事項2 その他

○山本香代子会長 それでは、協議事項2は「その他」なんですが、その他のほうも 今、いろいろ御意見を承った形でございますので、それでも何かこの点を聞きたいっ てございましたら、言っていただければ。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**〇山本香代子会長** では、以上で本件を終了いたします。

**〇山本香代子会長** なお、次回の当検討会の開催日程についてですが、調整の上、後日、皆様にお知らせしたいと思います。

#### ◎閉会の宣告

**〇山本香代子会長** 本日の案件は全て終了いたしましたので、検討会を終了いたしま す。

お疲れさまでした。

午前11時09分 閉会